

お問い合わせ先

バーゼル条約・廃棄物処理法の規制について

■環境省地方環境事務所

- 北海道地方環境事務所 電話:011-299-1952 FAX:011-736-1234 電子メール:REO-HOKKAIDO@env.go.jp
- 東北地方環境事務所 電話:022-722-2871 FAX:022-724-4311 電子メール:REO-TOHOKU@env.go.jp
- 関東地方環境事務所 電話:048-600-0814 FAX:048-600-0521 電子メール:HAIRI-KANTO@env.go.jp
- 中部地方環境事務所 電話:052-955-2132 FAX:052-951-8889 電子メール:REO-CHUBU@env.go.jp
- 近畿地方環境事務所 電話:06-4792-0702 FAX:06-4790-2800 電子メール:REO-KINKI@env.go.jp
- 中国四国地方環境事務所 電話:086-223-1584 FAX:086-224-2081 電子メール:REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp
- 高松事務所 電話:087-811-7240 FAX:087-822-6203 電子メール:MOE-TAKAMATSU@env.go.jp
- 九州地方環境事務所 電話:096-322-2410 FAX:096-322-2446 電子メール:REO-KYUSHU@env.go.jp

バーゼル条約の規制について

■財団法人 日本環境衛生センター バーゼル条約輸出入規制事前相談課

メタル・スクラップ、プラスチック・スクラップ(※)、使用済バッテリー、使用済遊技機、廃触媒及び中古品(家電、自動車部品等)の輸出入に限ります。
注:メタル・スクラップ:鉄、アルミ、銅等の単体金属、又はミックスメタル(自動車部品、電気・電子部品の屑等を含む)
プラスチック・スクラップ:ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル等
電話:044-288-4941 FAX:044-288-4946 電子メール:basel@jesc.or.jp

■経済産業省 産業技術環境局 環境指導室

電話:03-3501-1511(内線3551) FAX:03-3580-6329 電子メール:basel@meti.go.jp

外為法に基づく輸出入申請について

■経済産業省 貿易管理部 貿易審査課

外為法に基づくバーゼル法の輸出入申請、廃棄物処理法の輸入申請に限ります。廃棄物処理法の輸出申請は、各地方経済産業局にお問い合わせください。
電話:03-3501-1659 FAX:03-3501-0997

ウェブページ情報

■環境省(特定有害廃棄物等の輸出入関連ページ)

<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html>

■経済産業省(バーゼル条約・バーゼル法関連ページ)

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/index.html

■バーゼル条約関連簡易該非判断システム

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/bsimple_judgmentsys/

■届出等様式

■バーゼル法関係 <http://www.env.go.jp/info/one-stop/genre/#特定有害廃棄物>

■廃棄物処理法関係 <http://www.env.go.jp/info/one-stop/genre/#輸出入>

廃棄物等の 輸出入管理の概要

—輸出入をお考えの方に—





1

はじめに

再生資源などの貨物の輸出入を行う場合に、貨物が「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(バーゼル法)に規定する「特定有害廃棄物等」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)に規定する「廃棄物」に該当する場合には、関税法の手続きに加え、「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく経済産業大臣の承認、環境大臣による確認等を受けなければならぬこととなっています。

これら関係法令を遵守の上、適切に輸出入を行って下さい。



2

バーゼル条約・OECD理事会決定

1 概要

1970年代から、欧米諸国を中心とした先進国からの廃棄物が開発途上国に放置されて環境汚染が生じるという問題がしばしば発生しました。このような課題に対処するため、国連環境計画(UNEP)と経済協力開発機構(OECD)において国際的な枠組み作りの検討が行われ、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」(バーゼル条約)と「回収作業が行われる廃棄物の越境移動の規制に関するOECD理事会決定」(OECD理事会決定)が採択されました。

バーゼル条約・OECD理事会決定とも、以下のような規定をその内容としていますが、両者では、規制対象物(有害廃棄物)の範囲や、輸出入にあたっての手続き等に多少の違いがあります。

- 有害廃棄物の発生抑制及び国内処理の原則
- 有害廃棄物を輸出する際の輸出国・通過国への事前通告、同意取得義務
- 不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入義務等
- 移動書類の携帯等

2 規制対象物(有害廃棄物)の範囲

バーゼル条約・OECD理事会決定では、「廃棄物」であつて「有害な特性を有するもの」を有害廃棄物として規制対象としていますが、これらは以下のように定められています。

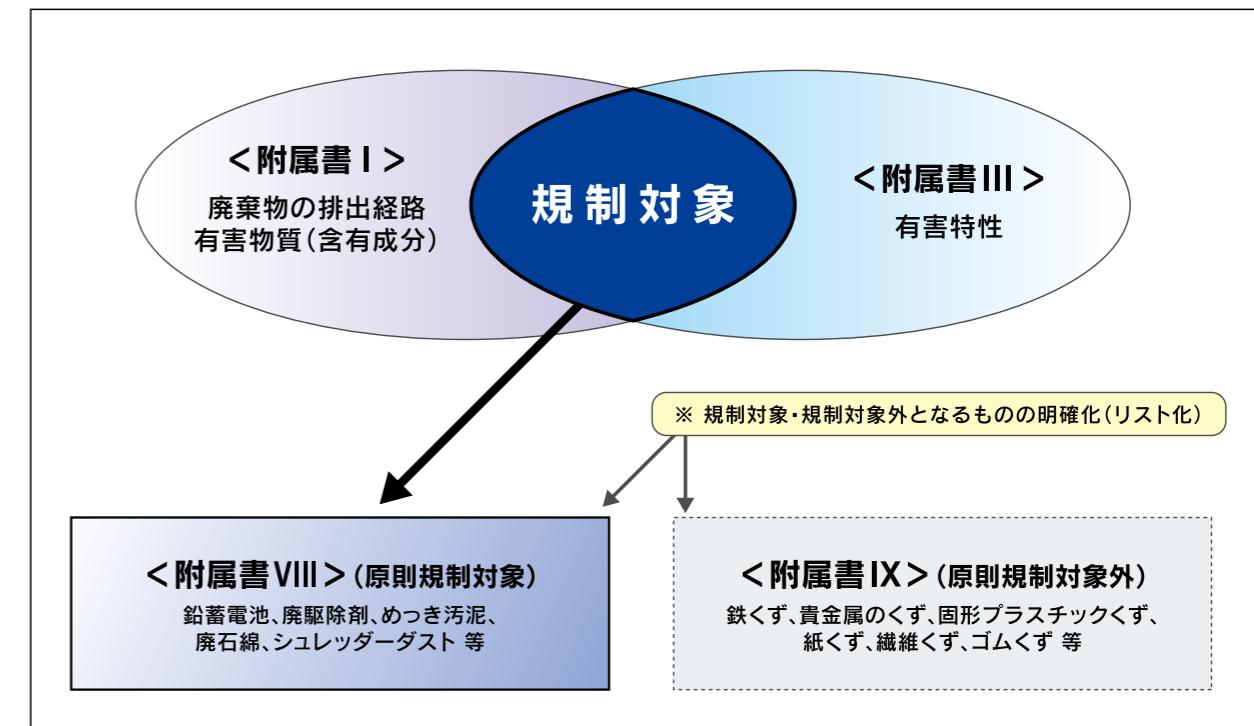
- 廃棄物：バーゼル条約附属書IV^{p12}に掲げる処分作業(最終処分、リサイクル等)がされるもの

- 有害な特性：次のいずれかに該当するもの

- ① 特定の排出経路から排出された廃棄物又は有害物質を含む廃棄物であつて、有害な特性を有するもの(バーゼル条約第1条1(a))
- ② 家庭系廃棄物(バーゼル条約附属書II^{p12}に掲げる廃棄物)
- ③ 締約国の国内法令により有害であるとされている廃棄物(バーゼル条約事務局に通報されたもの)

なお、このうち①に該当するか否かを具体的に示したリストとして、バーゼル条約附属書VIII(原則として規制対象)とバーゼル条約附属書IX(原則として規制対象外)が作成されています。

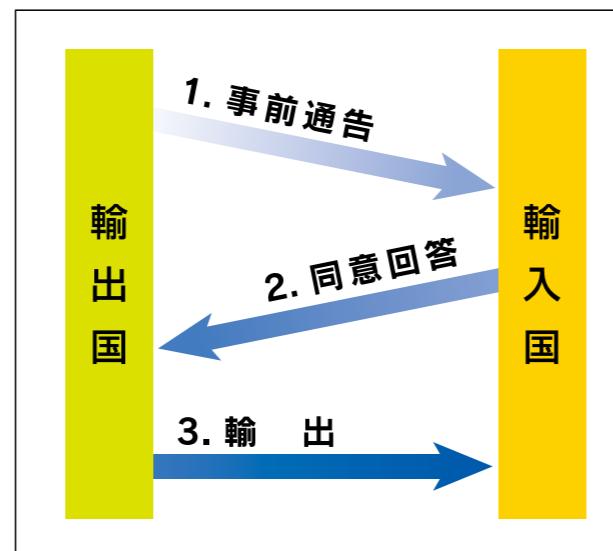
図1:バーゼル条約第1条(a)の規制対象物(有害廃棄物など)の考え方



3 事前通告制度

バーゼル条約とOECD理事会決定では、有害廃棄物の環境上適正な処理を確保するため、有害廃棄物を輸出入する場合には、あらかじめ、通過国・輸入国に対して当該輸出の概要について連絡を行い(事前通告)、相手国から輸出の同意を得ないと輸出できないこととなっています。

図2:事前通告制度の概要



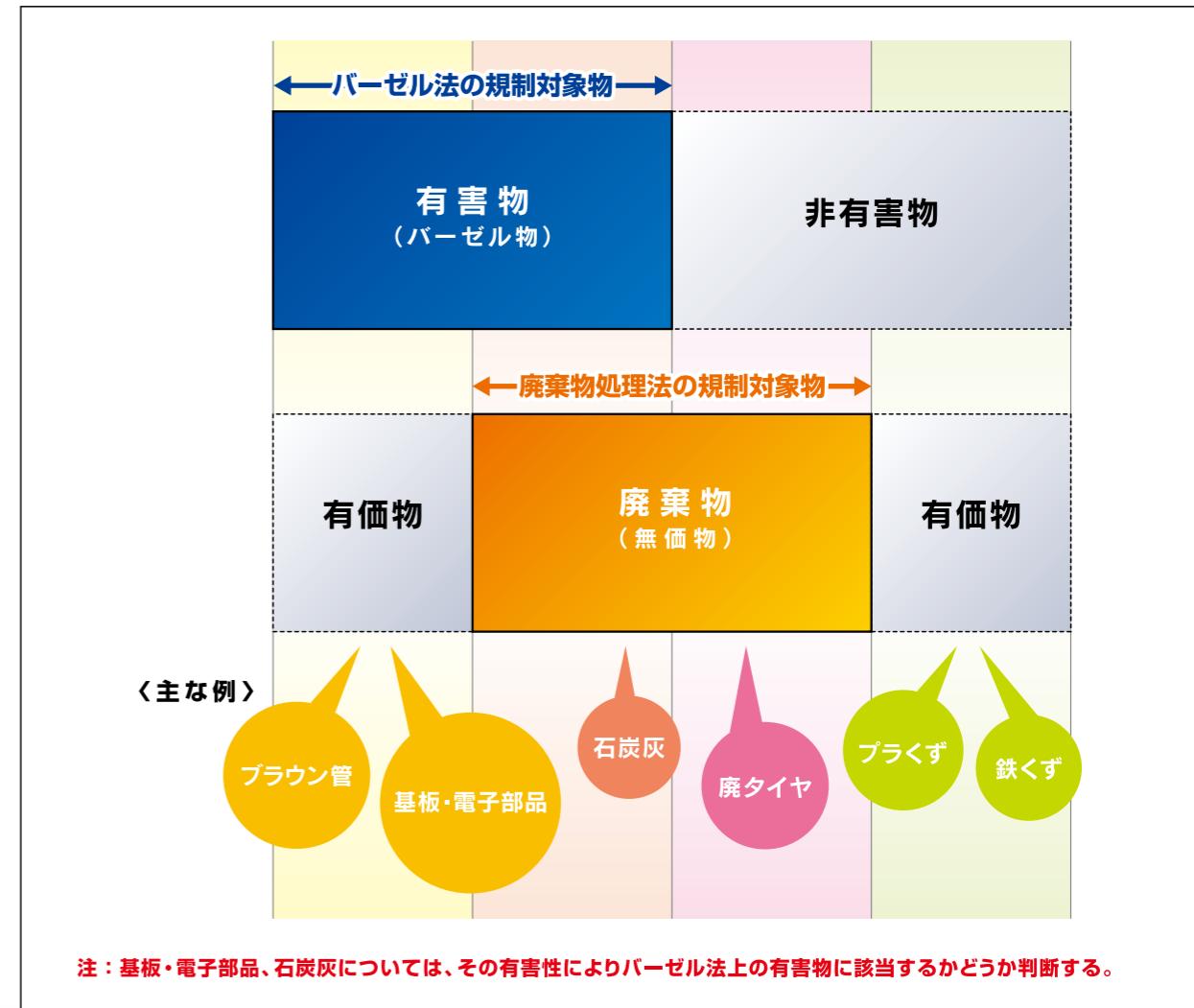
■ 廃棄物処理法による輸出入規制の概要

- 廃棄物の輸出時の環境大臣確認、輸入時の環境大臣許可の取得義務付け等

2 規制対象物

バーゼル法では「特定有害廃棄物等」について、廃棄物処理法では国内で「廃棄物」とれされているものについて、それぞれ規制を行っております。したがって、貨物によっては、バーゼル法・廃棄物処理法の両法が適用となる場合もありますし、また、貨物によってはどちらか一方のみが適用となる場合もあります。

図3:バーゼル法と廃棄物処理法の規制対象物の考え方



3 国内法制度

1 概要

バーゼル条約とOECD理事会決定を履行するために、日本では、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(バーゼル法)と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)を整備し、これら二法と「外国為替及び外国貿易法」(外為法)で、廃棄物等の輸出入に関して必要な規制等を行っています。バーゼル法・廃棄物処理法のいずれの法律においても、規制対象となる物を輸出入する場合には、以下の手続きが必要となっています。

■ バーゼル法による輸出入規制の概要

- 外為法に基づく経済産業大臣の輸出入の承認取得の義務付け
- 上記承認に際しての環境大臣の確認手続
- 移動書類の携帯の義務付け
- 不適正処理が行われた場合の回収・適正処分を命ずる措置命令 等

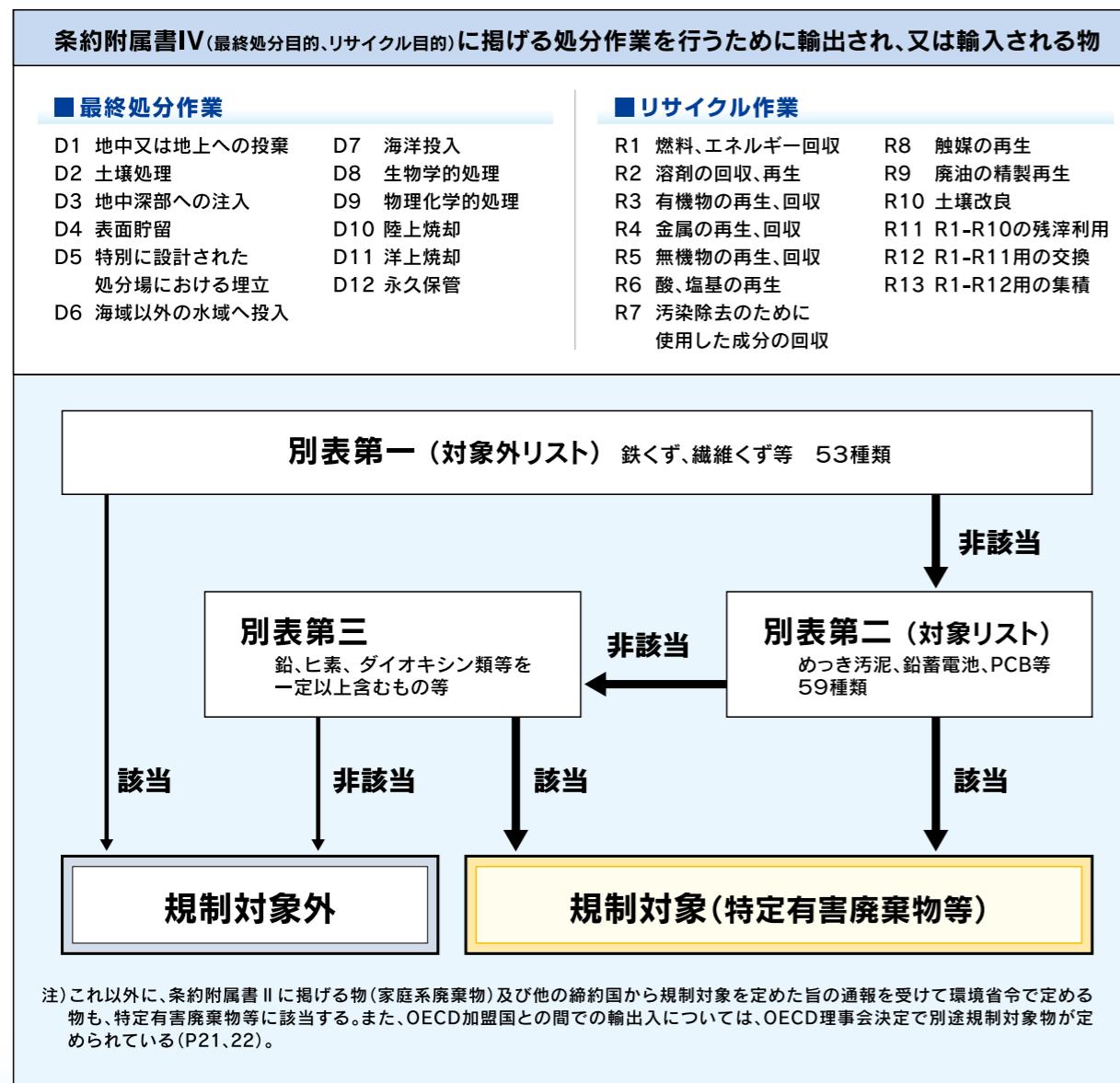
①バーゼル法

バーゼル法では、バーゼル条約・OECD理事会決定で定められている規制対象物を踏まえて規制対象物（特定有害廃棄物等）を決めています。たとえば、使用済み鉛バッテリー、有害金属を含有している汚泥、医療廃棄物等が挙げられます（再生資源として有価で販売される場合を含む。）。なお、バーゼル条約とOECD理事会決定では規制対象物が異なるため、取引相手国がOECD加盟国か非加盟国かによって判断を行うことが必要です。

（イ）OECD加盟国とリサイクル目的で輸出入する場合

OECD加盟国との間でバーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業（再生・回収作業）を行

図4:バーゼル法の規制対象物（特定有害廃棄物等）の考え方



うために輸出入を行う場合には、OECD理事会決定が適用となります。具体的には、「経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令」(OECD省令)^{P21}において示しています。

（ロ）その他の場合

上記以外の輸出入(OECD加盟国と処分目的で輸出入する場合、非OECD諸国と輸出入する場合)については、バーゼル条約が適用となります。具体的には、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに規定する物」(サービス告示)において示しています。

原則として、同告示の別表第一^{P13}は規制対象外となるもの、別表第二^{P16}は規制対象となるもののリストであり、別表第一、別表第二に掲載されていないものについては、別表第三^{P17}に掲載されている物質を含んでいるか否かで判断します。また、バーゼル条約附属書IIに掲げる家庭系廃棄物も規制対象となります。

②廃棄物処理法

廃棄物処理法では、占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができなくなった物を「廃棄物」として規制しています。廃棄物に該当するか否かについては、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとされています。たとえば、焼却灰、家庭ごみ等が考えられます。

貨物が規制対象物か否かを判断・証明するためには、たとえば、以下のような事項を客観的に証明することが必要となります。

法 律	ポイント	書 類
バーゼル法	● 有害性の有無 ● 輸出入後の貨物の取り扱い（リサイクルか処分か）	● 分析結果 ● 処理工程図
廃棄物処理法	● 取引価値 ● 通常の取扱形態 ● 物の性状	● 契約書 ● 市況に関する資料 ● 貨物の写真

3 輸出入にあたっての手続き

バーゼル法又は廃棄物処理法の規制対象物を輸出入する場合には、以下のような手続きが必要となります。

①バーゼル法

(イ) 輸出

バーゼル法に規定する特定有害廃棄物を輸出しようとする場合には、あらかじめ、相手国との書面による同意、バーゼル法に基づく環境大臣の確認（相手国が非OECD加盟国の場合）、外為法に基づく経済産業大臣の承認が必要となります。また、実際に貨物を運搬する際には輸出移動書類を携帯し、処分にあたっては輸出移動書類に記載された内容に従って環境保全上適正に行うことが必要となります。

(ロ) 輸入

バーゼル法に規定する特定有害廃棄物を輸入しようとする場合には、あらかじめ、相手国からの書面による通告、外為法に基づく経済産業大臣の承認が必要となります。また、実際に貨物を運搬する際には輸入移動書類を携帯し、処分にあたっては輸入移動書類に記載された内容に従って環境保全上適正に行うことが必要となります。また、処分を行ったときは、決められた様式に従って、その旨を経済産業大臣、環境大臣、輸出者及び輸出国に報告する必要があります。

②廃棄物処理法

(イ) 輸出

廃棄物処理法に規定する廃棄物を輸出しようとする場合には、環境大臣による確認、外為法に基づく経済産業大臣の承認が必要となります。環境大臣による確認は、輸出の相手国において再生利用されることが確実であること、国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること、申請者が法的な処理責任を持った者（一般廃棄物であれば市町村、産業廃棄物であれば排出事業者）であること等についてチェックすることとなっています。

(ロ) 輸入

廃棄物処理法に規定する廃棄物を輸入しようとする場合には、環境大臣による許可、外為法に基づく経済産業大臣の承認が必要となります。環境大臣による許可は、輸入廃棄物が国内において適正に処理されること等についてチェックすることとなっています。

バーゼル法の規制対象となるか否かについて（例）

【例1】 鉄くず

- (1) 鉄以外の金属やプラスチック等の異物が含まれていない場合
「別表第一（規制対象外リスト）」の一の項の第一号に該当（B1010）
→ **規制対象外** です。

- (2) 鉄以外の金属やプラスチック等の異物が含まれている場合
→ 別表第三の第十七号から第四十一号に掲げているものに該当するかどうかを分析等で確認する必要があります。
該当する場合 は **規制対象です。所定の手続きが必要です（図5、6）。**

【例2】 シュレッダーダスト

- 「別表第二（規制対象リスト）」の三の項の第十二号に該当（A3120）
→ **規制対象です。所定の手続きが必要です（図5、6）。**

【例3】 使用済ニッケル・カドミウム電池

- 「別表第二（規制対象リスト）」の一の項の第十七号に該当（A1170）
→ **規制対象です。所定の手続きが必要です（図5、6）。**

【例4】 使用済パソコン

- (1) プラスチックくずだけの場合
電線、プリント基板を含んでおらず、プラスチックの材質が「別表第一（対象外リスト）」の三の項の第一号に該当（B3010）
→ **規制対象外** です。

- (2) ブラウン管
「別表第二（規制対象リスト）」の二の項の第一号に該当（A2010）
→ **規制対象です。所定の手続きが必要です（図5、6）。**

- (3) プリント基板や電線が含まれている場合
→ 「別表第二（規制対象リスト）」の一の項の第十八号に該当しているかどうかを確認する。
→ 別表第三の第十七号から第四十一号に掲げているものに該当するかどうかを分析等で確認する必要があります。
該当する場合 は **規制対象（A1180）です。所定の手続きが必要です（図5、6）。**
該当しない場合 は **規制対象外** です。

図5:特定有害廃棄物等を輸出するときの手続き

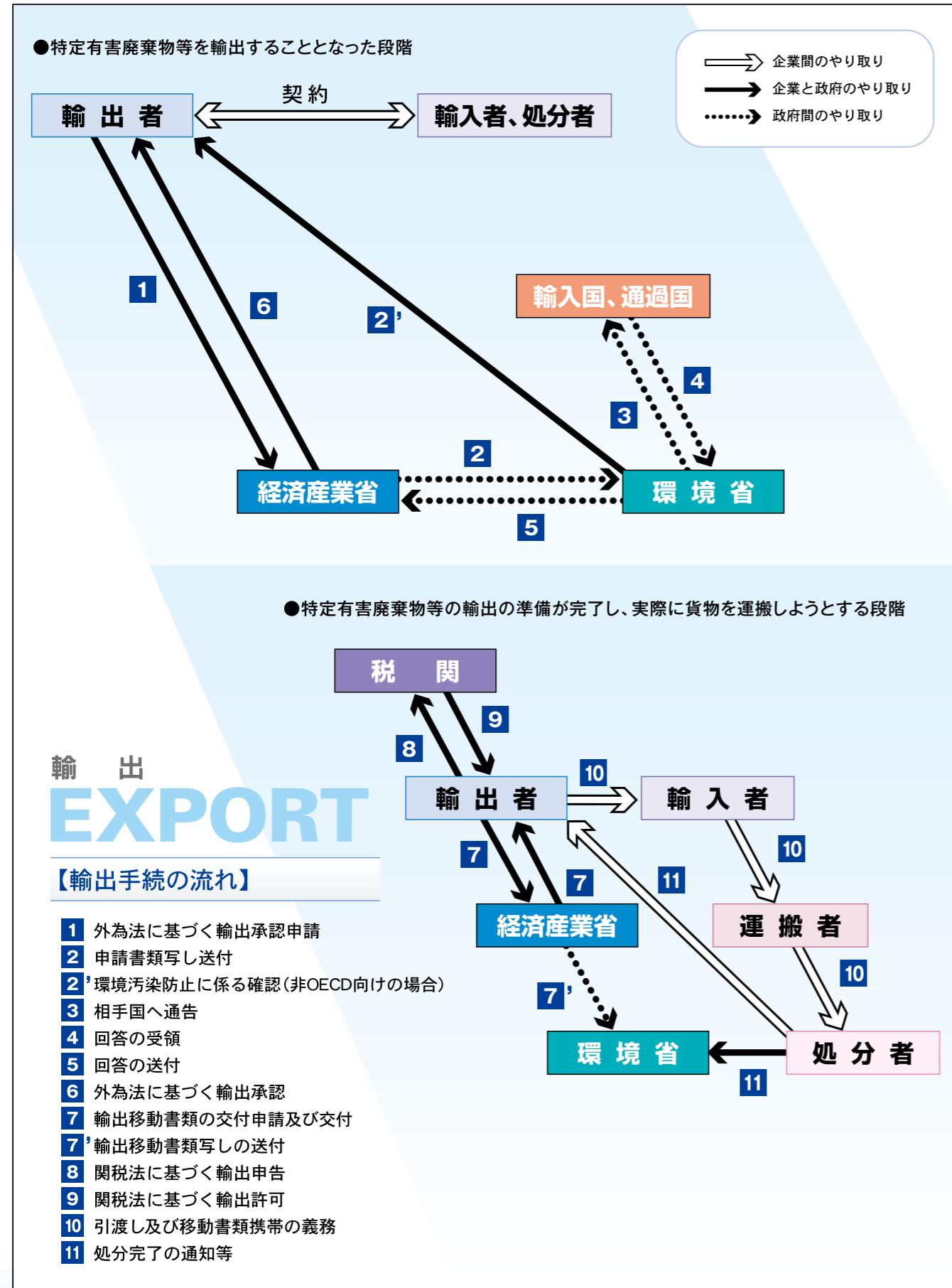
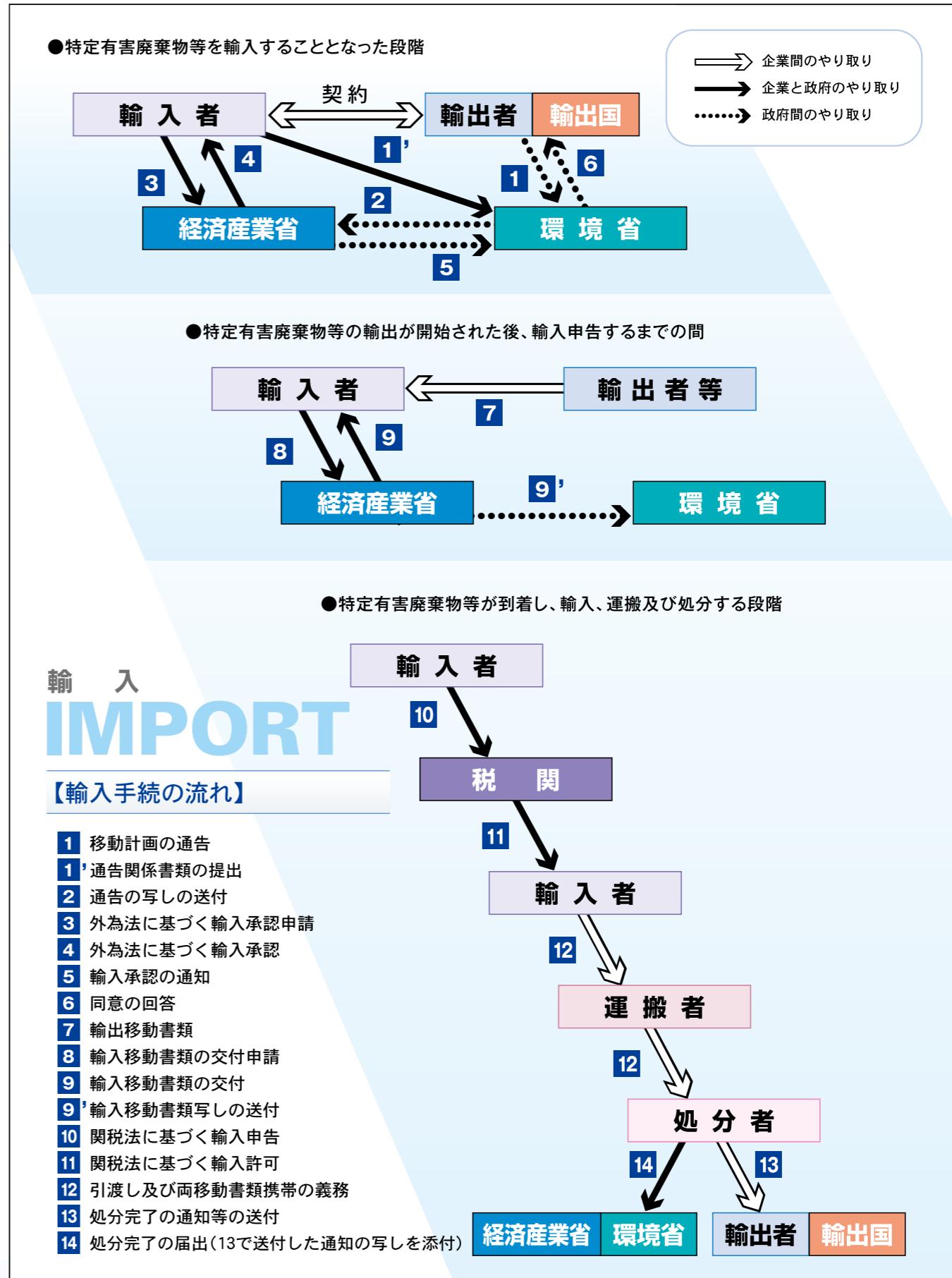


図6:特定有害廃棄物等を輸入するときの手続き



<附属書I> (規制する廃棄物の分類)

【排出経路リスト】

- Y1 病院、医療センター及び診療所における医療行為から生ずる医療廃棄物
- Y2 医薬品の製造及び調剤から生ずる廃棄物
- Y3 廃医薬品
- Y4 駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y5 木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y6 有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y7 熱処理及び熱戻作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物
- Y8 当初に意図した使用に適さない廃鉛油
- Y9 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物の廃棄物
- Y10 ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)若しくはポリ臭化ビフェニル(PBB)を含み又はこれらにより汚染された廃棄物
- Y11 精製、蒸留又はあらゆる熱分解処理から生ずるタール状の残滓
- Y12 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y13 樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y14 研究開発又は教育活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学物質であつて、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの
- Y15 この条約以外の法的な規制の対象とされていない爆発性の廃棄物
- Y16 写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y17 金属及びプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物
- Y18 産業廃棄物の処分作業から生ずる残滓

【有害物質リスト】

- Y19 金属カルボニル
- Y20 ベリリウム、ベリリウム化合物
- Y21 六価クロム化合物
- Y22 銅化合物
- Y23 亜鉛化合物
- Y24 ヒ素、ヒ素化合物
- Y25 セレン、セレン化合物
- Y26 カドミウム、カドミウム化合物
- Y27 アンチモン、アンチモン化合物
- Y28 テルル、テルル化合物
- Y29 水銀、水銀化合物
- Y30 タリウム、タリウム化合物
- Y31 鉛、鉛化合物
- Y32 フッ化カルシウムを除く無機フッ素化合物
- Y33 無機シアン化合物
- Y34 酸性溶液又は固形状の酸
- Y35 塩基性溶液又は固形状の塩基
- Y36 石綿(粉じん及び纖維状のもの)
- Y37 有機リン化合物
- Y38 有機シアン化合物
- Y39 フェノール、フェノール化合物(クロロフェノールを含む)
- Y40 エーテル
- Y41 ハロゲン化有機溶剤
- Y42 ハロゲン化されていない有機溶剤
- Y43 ポリ塩化ジベンゾフラン類
- Y44 ポリ塩化ジベンゾーバラージオキシン類
- Y45 上記以外の有機ハロゲン化合物

<附属書II> (家庭ゴミ)

- Y46 家庭系廃棄物
- Y47 家庭系廃棄物の焼却灰

<附属書III> (有害特性リスト)

- H1 爆発性
- H3 引火性の液体
- H4.1 可燃性の固体
- H4.2 自然発火しやすいもの
- H4.3 水と作用して引火性のガスを発生するもの
- H5.1 酸化性
- H5.2 有機過酸化物
- H6.1 急性毒性
- H6.2 感染性
- H8 腐食性
- H10 空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
- H11 慢性毒性、遅延性毒性
- H12 生態毒性
- H13 処分後上記の特性を有する浸出液等を生成するもの

<附属書IV> (処分作業)

【A 最終処分目的】

- D1 地中又は地上への投棄
- D2 土壌処理
- D3 地中深部への注入
- D4 表面貯留
- D5 特別に設計された処分場における埋立
- D6 海域以外の水域への投入
- D7 海洋投入
- D8 生物学的処理
- D9 物理化学的処理
- D10 陸上焼却
- D11 洋上焼却
- D12 永久保管
- D13 D1~D12のための調合、混合
- D14 D1~D13のための梱包
- D15 D1~D14のための保管

- R1 燃料、エネルギー回収
- R2 溶剤の回収、再生
- R3 有機物の再生、回収
- R4 金属の再生、回収
- R5 無機物の再生、回収
- R6 酸、塩基の再生
- R7 汚染除去のために使用した成分の回収
- R8 触媒の成分回収
- R9 廃油の精製再生
- R10 土壤改良
- R11 R1~R10の残滓利用
- R12 R1~R11のための交換
- R13 R1~R12のための集積

別表第一 (原則として規制対象とならない物)

一 金属(金属化合物を含む。第十一号イ及び別表第二の一の項の第六号を除き、以下同じ。)又は金属を含む物であって次に掲げるもの		B1010	
一 次に掲げる金属のくず(金属状であって飛散性を有しないものに限る。)			
イ 貴金属(金、銀又はプラチナ族(いずれかの合金であるものを含む。)に限り、水銀(合金であるものを含む。)を除く。)のくず			
ロ 鉄(合金であるものを含む。)のくず			
ハ 銅(合金であるものを含む。)のくず			
ニ ニッケル(合金であるものを含む。)のくず			
ホ アルミニウム(合金であるものを含む。)のくず			
ヘ ベリウム(合金であるものを含む。)のくず			
ト すず(合金であるものを含む。)のくず			
チ タングステン(合金であるものを含む。)のくず			
リ モリブデン(合金であるものを含む。)のくず			
ヌ タンタル(合金であるものを含む。)のくず			
ル マグネシウム(合金であるものを含む。)のくず			
ヲ コバルト(合金であるものを含む。)のくず			
ワ ビスマス(合金であるものを含む。)のくず			
カ チタン(合金であるものを含む。)のくず			
ヨ ジルコニア(合金であるものを含む。)のくず			
タ マンガン(合金であるものを含む。)のくず			
レ ゲルマニウム(合金であるものを含む。)のくず			
ソ パナジウム(合金であるものを含む。)のくず			
ツ ハニウム、インジウム、ニオブ、レニウム又はガリウム(いずれかの合金であるものを含む。)のくず			
ネ トリウム(合金であるものを含む。)のくず			
ナ 希土類金属(合金であるものを含む。)のくず			
二 次に掲げる金属のくずであって清浄なもの(薄板、板、角材、棒その他塊状のものであって、別表第三に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)			
イ アンチモン(合金であるものを含む。)のくず		B1020	
ロ ベリウム(合金であるものを含む。)のくず			
ハ カドミウム(合金であるものを含む。)のくず			
ニ 鉛(合金であるものを含む。)のくず(別表第二の一の項の第十六号に掲げるものを除く。)			
ホ セレン(合金であるものを含む。)のくず			
ヘ テルル(合金であるものを含む。)のくず			
三 耐火性金属(残滓であるものを含む。)のくず			
四 発電用いられる部品のくず(別表第三第四十一号ハに掲げる物(ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)は又ポリ塩化テルフェニル(以下「PCT」という。)に係るるものに限る。)に該当せず、かつ、潤滑油(別表第三第八号又は第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)を含まないものに限る。)			
五 非鉄金属の混合物から成る重量片のくず(別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)			
六 金属セレン又は金属テルルのくず(粉末状のものを含む。)			
七 銅又は銅合金であって飛散性のもの(別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)			
八 ベリウムを含む灰又は残滓(ベリウム合金の残滓を含む。)であって飛散性のもの(別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しないもの又は別表第四の五の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。)			
九 電池(不良品であるものを除く。)のくず(別表第三第二十四号、第二十七号又は第二十九号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)			
十 金属の溶解、製錬又は精製に伴い生ずる金属を含む物であって次に掲げるもの			
イ ハードジンクスペルター		B1030	
ロ ベリウムを含むドロスであって次に掲げるもの			
(1) 厚板のベリウムに伴いめっき槽の上部に生ずるドロス(ベリウムを九十重量パーセント以上含むものに限る。)			
(2) 厚板のベリウムに伴いめっき槽の下部に生ずるドロス(ベリウムを九十二重量パーセント以上含むものに限る。)			
(3) ベリウムを用いたダイカスト操作に伴い生ずるドロス(ベリウムを八十五重量パーセント以上含むものに限る。)			
(4) 厚板の溶融ベリウムに伴い生ずるドロス(バッチ操作に伴い生ずるものであって、ベリウムを九十二重量パーセント以上含むものに限る。)			
(5) ベリウムのスキミング			
ハ アルミニウムのスキミング(ソルトスラグを除く。)			
ニ 銅の精錬に伴い生ずるスラグであって更に精錬するためのもの(別表第三第二十二号、第二十四号又は第二十九号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)			
ホ 銅の製錬に用いられる耐火性のライニング(るっぽを含む。)			
ヘ 貴金属の精錬に伴い生ずるスラグであって更に精錬するためのもの			
ト タンタル又はその化合物を含むすずスラグ(すずの含有量が〇・五重量パーセント未満のものに限る。)			
十一 電気部品又は電子部品であって次に掲げるもの		B1100	
イ 金属のみから成る電子部品			
ロ プリント配線板その他の電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げるもの(第四号に掲げるものを除く。)			
(1) 別表第二の一の項の第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ(PCBを含むものに限る。)を構成部品として含まない物			
(2) 別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しない物			
ハ プリント配線板、電子機器の構成部品、電線その他の電気部品又は電子部品のくずであって、直接再使用すること(修理又は改良を行うことにより再使用することを含み、大規模な再組立てを行うことにより再使用することを除く。)が予定されたもの			
十二 使用済みの触媒であって次に掲げるもの(液状のものを除く。)			
イ 遷移金属の触媒であって次のいずれかを含むもの(別表第二の一の項の第十四号に掲げる物を除く。)			
(1) スカンジウム			
(2) チタン			
(3) パナジウム			
(4) クロム			
(5) マンガン			
(6) 鉄			
(7) コバルト			
(8) ニッケル			
十三 銅を含む使用済みの触媒であって清浄なもの		B1130	
十四 銅を含む固形状の残滓(別表第三第三十一号に掲げる物に該当しないものに限る。)		B1140	
十五 飛散性を有し、かつ、液状でない貴金属(金、銀又はプラチナ族(いずれかの合金であるものを含む。)に限り、水銀(合金であるものを含む。)を除く。)であって、適切にこん包され、かつ、内容物を表示したもの		B1150	
十六 プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰(別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)		B1160	
十七 写真用フィルムの焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰		B1170	
十八 ハロゲン化銀又は銀を含む写真用フィルム		B1180	
十九 ハロゲン化銀又は銀を含む写真用印画紙		B1190	
二十 鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずる粒状スラグ		B1200	
二十一 鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずるスラグ(二酸化チタン又はパナジウムの原料となるスラグを含む。)		B1210	
二十二 ベリウムの製造に伴い生ずるスラグ(化学的に安定し、鉄を二十重量パーセント以上含み、主として建設用に加工されたものに限る。)		B1220	
二十三 鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずるミルスケール		B1230	
二十四 酸化銅のミルスケール		B1240	
二 無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの		B2010	
一 採掘作業に伴い生ずる物であって次に掲げるもの(飛散性を有しないものに限る。)			
イ 天然黒鉛			
ロ 粘板岩(粗削りしてあるか否か又はのこぎりでひくことその他の方法により切断しているか否かを問わない。)			
ハ 雲母			
ニ 白榴石、ネフェリン又はネフェリンサイアナイト			
ホ 長石			
ヘ ホタル石			
ト 固形状の珪素(铸造操作で用いられるものを除く。)			
ニ カレットその他のガラスのくず(ブラウン管その他これに類するガラスのくずを除き、飛散性を有しないものに限る。)			
三 セラミックのくずであって次に掲げるもの(飛散性を有しないものに限る。)			
イ サーメットのくず			
ロ セラミックファイバー(他の号、他の項及び別表第二に掲げるものを除く。)			
四 前三号に掲げる物以外の無機物を主成分とする物であって次に掲げるもの		B2040	
イ 排煙脱硫石膏(精製されたものに限る。)			
ロ 石膏ボード(工作物の除去に伴い生ずるものに限る。)			
ハ 銅の製造に伴い生ずるスラグ(化学的に安定し、鉄を二十重量パーセント以上含み、主として建設用又は研磨用に加工されたものに限る。)			
ニ 固形状の硫黄			
ホ カルシウムシアナミドの製造に伴い生ずる石灰(水素イオン濃度指数が九・〇未満のものに限る。)			
ヘ 塩化ナトリウム、塩化カリウム又は塩化カルシウム			
ト 炭化珪素			
チ コンクリート			
リ リチウム及びタンタル又はリチウム及びニオブを含むガラスのくず			
五 石炭火力発電所から生ずる飛灰であって、別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しないもの			
六 飲料水の処理又は食品工業若しくはビタミン類の製造の工程において使用された活性炭			
七 泥状のふっさカルシウム			
八 化学工業の反応の過程から生ずる石膏(別表第二に掲げるものを除く。)		B2050	
九 石油コクス又はピューメンから成る陽極端であって、鉄鋼又はアルミニウムの製造の過程において使用され、再生利用するため清浄にされたもの(塩化アルカリ電解及び冶金工業において使用されたものを除く。)			
十 アルミニウム水和物若しくは酸化アルミニウム又は酸化アルミニウムの製造に伴い生ずる残渣(ガスの浄化、凝集及びろ過の過程において使用されたものを除く。)			
十一 赤泥(ボーキサイトの残渣であって、水素イオン濃度指数が十一・五未満に調整されたものに限る。)			
十二 水素イオン濃度指数が二・〇を超える一・五未満の液体(別表第三に掲げる物のいずれにも該当しないもの又は別表第四の八の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。)			
三 有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの			

一 次に掲げる固形状のプラスチック又はこれの混合物であって、再生利用するために調製されたもの(次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。)	B3010
イ 重合体又は共重合体(ハロゲン化されていないものに限る。)のくずであって次に掲げるもの	
(1) エチレンの重合体のくず	
(2) スチレンの重合体のくず	
(3) ポリプロピレンのくず	
(4) ポリエチレンテレフタートのくず	
(5) アクリロニトリルの重合体のくず	
(6) プタジエンの重合体のくず	
(7) ポリアセタルのくず	
(8) ポリアミドのくず	
(9) ポリブチレンテレフタートのくず	
(10) ポリカーボネートのくず	
(11) ポリエーテルのくず	
(12) ポリ硫化フェニレンのくず	
(13) アクリルの重合体のくず	
(14) アルカン(炭素数が十から十三までのものであって可塑剤であるものに限る。)の重合体のくず	
(15) ポリウレタンのくず(クロロフルオロカーボン類を含まないものに限る。)	
(16) ポリシロキサン(別名シリコーン)のくず	
(17) ポリメチルメタクリラートのくず	
(18) ポリビニルアルコールのくず	
(19) ポリビニルブチラールのくず	
(20) ポリビニルアセタート(別名酢酸ビニル樹脂)のくず	
(21) (1)から(20)までに掲げる物以外の重合体又は共重合体(ハロゲン化されていないものに限る。)のくず	
口 樹脂又は縮合体のくずであって次に掲げるもの(硬化されたものに限る。)	
(1) 尿素ホルムアルデヒド樹脂(別名ユリア樹脂)のくず	
(2) フェノールホルムアルデヒド樹脂(別名フェノール樹脂)のくず	
(3) メラミンホルムアルデヒド樹脂(別名メラミン樹脂)のくず	
(4) エポキシ樹脂のくず	
(5) アルキド樹脂のくず	
(6) ポリアミドのくず	
ハ 製造されてから輸出又は輸入されるまでの間、使用されたことがないふつ素化重合体のくずであって次に掲げるもの	
(1) パーフルオロエチレン-プロピレン(別名FEP)のみから成るくず	
(2) テトラフルオロエチレン-パーフルオロプロピレンエーテル(別名PFA)のみから成るくず	
(3) テトラフルオロエチレン-パーフルオロメチルビニルエーテル(別名MFA)のみから成るくず	
(4) ポリフッ化ビニル(別名PVF)のみから成るくず	
(5) ポリフッ化ビニリデン(別名PVDF)のみから成るくず	
二 紙、板紙又は紙製品であって次に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B3020
イ さらしない紙若しくは板紙又はコルゲート加工をした紙若しくは板紙	
口 紙又は板紙(主としてさらした化学パルプから製造したものに限り、全体を着色したものを除く。)	
ハ 主として機械パルプから製造した紙又は板紙(例えば、新聞、雑誌その他これに類する印刷物)	
ニ イからハまでに掲げる物以外の物(ラミネート板紙及び分別されていないものを含む。)	
三 繊維のくずであって次に掲げるもの	B3030
イ 再生利用するために調製された絹のくず(操糸に適しない繭、糸くず及び反毛した纖維を含む。)であって次に掲げるもの(絹のくず以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。)	
(1) カード及びコームをしていない物	
(2) (1)に掲げる物以外の物	
口 羊毛、織獸毛又は粗獸毛のくず(糸くずを含み、反毛した纖維を除く。)であって次に掲げるもの	
(1) 羊毛又は織獸毛のノイル	
(2) 羊毛又は織獸毛のくず	
(3) 粗獸毛のくず	
ハ 綿のくず(糸くず及び反毛した纖維を含む。)であって次に掲げるもの	
(1) 糸くず	
(2) 反毛した纖維	
(3) (1)及び(2)に掲げる物以外の物	
ニ 亜麻のトウ又はくず	
ホ 大麻(カナビス・サティヴァ)のトウ又はくず(糸くず及び反毛した纖維を含む。)	
ヘ ジュートその他の紡織用纖維(亜麻、大麻及びラミーを除く。)のトウ又はくず(糸くず及び反毛した纖維を含む。)	
ト サイザルその他のアグーブ属の紡織用纖維のトウ又はくず(糸くず及び反毛した纖維を含む。)	
チ ココヤシのトウ、ノイル又はくず(糸くず及び反毛した纖維を含む。)	
リ アバカ(マニラ麻又はムサ・テクスティリス)のトウ、ノイル又はくず(糸くず及び反毛した纖維を含む。)	
ヌ ラミーその他の植物性紡織用纖維のトウ、ノイル又はくず(糸くず及び反毛した纖維を含み、他の号、他の項及び別表第二に掲げるものを除く。)	
ル 人造纖維のくず(ノイル、糸くず及び反毛した纖維を含む。)であって次に掲げるもの	
(1) 合成纖維製の物	
(2) 再生纖維又は半合成纖維製の物	
ヲ 中古の衣類その他の中古の纖維製品	
ワ ねん糸、ひも、綱若しくはケーブルのぼろ又はくず(紡織用纖維のものに限る。)であって次に掲げるもの	
(1) 分別された物	
(2) (1)に掲げる物以外の物	
四 ゴムのくずであって次に掲げるもの(ゴムのくず以外のものが付着し、又は混入しているものを除く。)	B3040
(1) 硬質ゴム(例えば、エポナイド)のくず	
(2) (1)に掲げる物以外の物(他の号、他の項及び別表第二に掲げるものを除く。)	
五 天然コルク又は木材のくずであって次に掲げるもの	B3050

イ 木材のくず(丸太状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結されてあるか否かを問わない。)	
口 破碎し、粒にし、又は粉碎したコルクのくず	
六 食品工業において生ずる物であって次に掲げるもの(病毒をうつしやすい物質を含むものを除く。)	
イ ぶどう酒かす	
口 飼料用に供する種類の植物のくず又は植物性副産物であって乾燥又は殺菌されたもの(ペレット状であるか否かを問わないものとし、他の号、他の項及び別表第二に掲げるものを除く。)	
ハ デグラス(脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理に伴い生ずる残渣)	
ニ 骨又はホーンコアのくず(加工していないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し、又は脱膜したものに限り、特定の形状に切ったものを除く。)	
ホ 魚のくず	
ヘ カカオ豆の殻、皮その他のくず	
トイからハまでに掲げる物以外の物	
七 次に掲げる物	B3070
イ 人髪のくず	
口 わらくず	
ハ ベニシリンの製造に伴い生ずる真菌類の菌糸体であって、飼料として用いられるもの(滅菌されたものに限る。)	
八 ゴムの切片又はくず	B3080
九 革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず(泥状のものを除き、動植物若しくはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、殺鼠剤、除草剤その他の薬剤(以下「駆除剤」という。)を含まないもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B3090
十 革のダスト、灰、汚泥又は粉(駆除剤を含まないもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B3100
十一 獣皮のくず(病毒をうつしやすい物質若しくは駆除剤を含まないもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B3110
十二 食品着色料から成る物	B3120
十三 過酸化物を生成しない重合体エーテル又は单量体エーテル(別表第三第三十七号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。)	B3130
十四 空気タイヤ(条約附属書IVAに掲げる処分作業が予定されたものを除く。)	B3140
四 無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの	
一 主として水性塗料、ラテックス塗料、インキ又は硬化ワニスから成る物であって、駆除剤を含まないもの又は別表第三第十七号から第二十九号まで、第三十八号及び第三十九号に掲げる物のいずれにも該当しないもの	B4010
二 樹脂、ラテックス、可塑剤、糊又は接着剤(以下「樹脂等」という。)の製造、調合又は使用に伴い生ずる物であって、別表第三に掲げる物のいずれにも該当しないもの(例えば、水性のもの又はカゼイン澱粉、糊精、繊維素エーテル若しくはポリビニルアルコールを基剤とする糊)	B4020
三 使用済みのレンズ付きフィルム(別表第二の一の項の第十六号又は第十七号に掲げる物を含まないものに限る。)	B4030
備考	1 この表に掲げる物には、別表第三に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、別表第三に掲げる物のいずれかに該当することとなった物を含まないものとする。 2 下欄に掲げるものは、条約附属書IXの番号である。

別表第二 (原則として規制対象となる物)

一 金属又は金属を含む物であって次に掲げるもの	A1010
一 次のいずれかの金属から成る物	
イ アンチモン(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号イに掲げるものを除く。)	
口 硫素(合金であるものを含む。)	
ハ ベリリウム(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ロに掲げるものを除く。)	
ニ カドミウム(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ハに掲げるものを除く。)	
ホ 鉛(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ニに掲げるものを除く。)	
ヘ 水銀(合金であるものを含む。)	
ト セレン(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ホ及び同項第六号に掲げるものを除く。)	
チ テルル(合金であるものを含み、別表第一の一の項の第二号ヘ及び同項第六号に掲げるものを除く。)	
リ タリウム(合金であるものを含む。)	
二 次のいずれかを含む物(塊状の金属であるものを除く。)	A1020
イ アンチモン又はアンチモン化合物	
口 ベリリウム又はベリリウム化合物	
ハ カドミウム又はカドミウム化合物	
ニ 鉛又は鉛化合物	
ホ セレン又はセレン化合物(別表第一の一の項の第六号に掲げるものを除く。)	
ヘ テルル又はテルル化合物(別表第一の一の項の第六号に掲げるものを除く。)	
三 次のいずれかを含む物	A1030
イ 硫素又は硫化化合物	
口 水銀又は水銀化合物	
ハ タリウム又はタリウム化合物	
四 次のいずれかを含む物	A1040
イ 金属カルボニル	
口 六価クロム化合物	
五 めっき汚泥	A1050
六 金属の酸洗いに伴い生ずる液体	A1060
七 亜鉛精錬の過程から生ずる浸出残渣又はジャロサイト、赤鉄鉱等のダスト若しくは汚泥	A1070
八 別表第一に掲げられていない亜鉛の残渣であって、別表第三第二十四号又は第二十九号に掲げる物のいずれかに該当するもの	A1080
九 絶縁した銅線の焼却に伴い生ずる灰	A1090
十 銅の製錬所の排ガス処理設備から生ずるダスト又は残滓	A1100
十一 銅の電解精錬又は電解採取工程に伴い生ずる使用済みの電解液	A1110
十二 銅の電解精錬又は電解採取工程における電解液の浄化に伴い生ずる汚泥(陽極スライムを除く。)	A1120
十三 溶解した銅を含む使用済みのエッティング溶液	A1130
十四 塩化第二錫又はシアノ化銅触媒	A1140
十五 プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰(別表第三第七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A1150
十六 鉛蓄電池(破碎されているか否かを問わない。)	A1160
十七 分別されていない電池(別表第一の一の項の第九号に掲げる電池のみの混合物を除く。)又は同号に掲げられていない電池であって別表第三第十七号から第四	A1170

十一号までに掲げる物のいずれかに該当するもの	
十八 電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げるもの(別表第一の一の項の第四号に掲げるものを除く。)	A1180
イ 第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ(PCBを含むものに限る。)を構成部品として含む物	
ロ 別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当する物	
二 無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの	
一 ブラウン管その他これに類するガラスのくず	A2010
二 液状又は泥状の無機ふっ素化合物(別表第一の二の項の第七号に掲げるものを除く。)	A2020
三 触媒(別表第一の一の項の第十二号及び第十三号及び一の項の第十四号に掲げるものを除く。)	A2030
四 化学工業の反応の過程から生ずる石膏であって、別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するもの	A2040
五 石綿(粉じん又は繊維状のものに限る。)	A2050
六 石炭火力発電所から生ずる飛灰であって、別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するもの	A2060
三 有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物	
一 石油コークス又はピチューメンの製造又は処理に伴い生ずる物	A3010
二 当初に意図した使用に適しない鉛油	A3020
三 鉛アンチノック剤を含む物	A3030
四 熱交換用媒体として使用された液体	A3040
五 樹脂等の製造、調合又は使用に伴い生ずる物(別表第一の四の項の第二号に掲げるものを除く。)	A3050
六 ニトロセルロース	A3060
七 液状又は泥状のフェノール又はフェノール化合物(クロロフェノールを含む。)	A3070
八 エーテル類(別表第一の三の項の第十三号に掲げるものを除く。)	A3080
九 革のダスト、灰、汚泥又は粉(駆除剤を含むもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A3090
十 革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず(駆除剤を含むもの又は別表第三第十九号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A3100
十一 獣皮のくず(病毒をうつしやすい物質若しくは駆除剤を含むもの又は別表第三第十九号に掲げる物に該当するものに限る。)	A3110
十二 シュレッダースト	A3120
十三 有機燃化合物	A3130
十四 有機溶剤(ハロゲン化されたものを除く。)	A3140
十五 ハロゲン化された有機溶剤	A3150
十六 有機溶剤の回収作業に伴い生ずる非水溶性の蒸留残滓	A3160
十七 ハロゲン化された脂肪族炭化水素の製造に伴い生ずる物(クロロメタン、ジクロロエタン、塩化ビニル、塩化ビニリデン、塩化アリル、エピクロロヒドリン等)	A3170
十八 PCB、PCT、ポリ塩化ナフタレン(別名PCN)又はポリ臭化ビフェニル(以下「PBB」という。)若しくはこれらに類するポリ臭化化合物を五十ppm以上含む物	A3180
十九 有機物の精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残滓(アスファルトセメントを除く。)	A3190
四 無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの	
一 医薬品の製造、調剤又は使用に伴い生ずる物(別表第一の三の項の第七号ハに掲げるものを除く。)	A4010
二 医療又はこれに関連する行為に伴い生ずる物(医療、看護、歯科治療、獣医科治療若しくはこれらに類する行為に伴い生ずるもの又は患者の検査若しくは治療若しくは研究に伴い病院その他の施設から生ずるものに限る。)	A4020
三 駆除剤若しくは植物の生理機能の増進若しくは抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤(以下「植物用薬剤」という。)の製造、調合若しくは使用に伴い生ずる物又は殺虫剤若しくは除草剤であって、不良品であるもの、製造者が定める使用期間内に使用されなかったもの若しくは当初に意図した使用に適しないもの	A4030
四 木材保存のために用いられる防腐剤、防虫剤その他の薬剤(以下「木材保存用薬剤」という。)の製造、調合又は使用に伴い生ずる物	A4040
五 次に掲げる物	A4050
イ 無機シアン化合物を含む物(別表第一の一の項の第十四号に掲げるものを除く。)	
ロ 有機シアン化合物を含む物	
六 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物	A4060
七 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー又はワニス(以下「インキ等」という。)の製造、調合又は使用に伴い生ずる物(別表第一の四の項の第一号に掲げるものを除く。)	A4070
八 爆発性を有する物及び火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の適用のあるものを除く。)	A4080
九 酸性又は塩基性の液体(別表第一の二の項の第十二号に掲げるものを除く。)	A4090
十 ばい煙処理施設から生ずる物(別表第一の二の項の第四号イに掲げるものを除く。)	A4100
十一 次のいずれかを含む物	A4110
イ ポリ塩化ジベンゾフラン類	
ロ ポリ塩化ジベンゾジオキシン類	
十二 過酸化物を含む物	A4120
十三 包装又は容器(別表第三に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A4130
十四 化学薬品(不良品であるもの又は製造者が定める使用期間内に使用されなかったものに限る。)を含む物(別表第三に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。)	A4140
十五 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であって、人の健康又は生活環境に及ぼす影響が未知のもの	A4150
十六 使用済みの活性炭(別表第一の二の項の第六号に掲げるものを除く。)	A4160

備考 1 この表に掲げる物には、別表第三に掲げる物のいずれにも該当しない物を含まないものとする。
2 下欄に掲げるものは、条約附属書VIIIの番号である。

別表第三 (規制対象となる物)

一 病院、診療所、老人保健施設、助産所又は獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設における医療行為若しくは検査又は衛生検査所における検査から生ずる物	
二 次に掲げる物	
イ 医薬品の製造又は輸入に伴い生ずる物	
ロ 販売又は授与の目的で行う医薬品の調剤に伴い生ずる物	
三 廃医薬品	
四 次に掲げる物	
イ 駆除剤又は植物用薬剤の製造又は輸入に伴い生ずる物	
ロ 販売又は授与の目的で行う駆除剤又は植物用薬剤の調合に伴い生ずる物	
ハ 駆除剤又は植物用薬剤の販売又は使用に伴い生ずる物	
五 次に掲げる物	
イ 木材保存用薬剤の製造又は輸入に伴い生ずる物	

口 販売又は授与の目的で行う木材保存用薬剤の調合に伴い生ずる物	
ハ 木材保存用薬剤の販売又は使用に伴い生ずる物	
六 次に掲げる物	
イ 有機溶剤の製造又は輸入に伴い生ずる物	
ロ 販売又は授与の目的で行う有機溶剤の調合に伴い生ずる物	
ハ 有機溶剤の販売又は使用に伴い生ずる物	
七 当初に意図した使用に適しない鉛油	
八 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物	
九 精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残滓	
十 次に掲げる物	
イ インキ等の製造又は輸入に伴い生ずる物	
ロ 販売又は授与の目的で行うインキ等の調合に伴い生ずる物	
ハ インキ等の販売又は使用に伴い生ずる物	
十一 次に掲げる物	
イ 樹脂等の製造又は輸入に伴い生ずる物	
ロ 販売又は授与の目的で行う樹脂等の調合に伴い生ずる物	
ハ 樹脂等の販売又は使用に伴い生ずる物	
十二 次に掲げる施設における研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であって、人の健康及び生活環境に及ぼす影響が未知のもの	
イ 国又は地方公共団体の試験研究機関	
ロ 大学、短期大学及び高等専門学校並びにその附属試験研究機関	
ハ 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う試験研究所	
十三 爆発性を有する物(火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の適用のあるものを除く。)	
十四 次に掲げる物	
イ 感光乳剤、現像液、定着液、補力剤、減力剤、調色剤その他の写真用化学薬品及び写真用の物品(以下「写真用化学薬品等」という。)の製造又は輸入に伴い生ずる物	
ロ 販売又は授与の目的で行う写真用化学薬品等の調合に伴い生ずる物	
ハ 写真用化学薬品等の販売又は使用に伴い生ずる物	
十五 金属又はプラスチックの表面処理に伴い生ずる物	
十六 事業活動に伴い生ずる物について条約附属書IVに掲げる処分作業が行われることにより生ずる物	
十七 金属カルボニルを含む物であって次に掲げるもの	
イ 鉄カルボニル、ニッケルカルボニル又はメチルシクロヘキサンガントリカルボニルを〇・一重量パーセント以上含む物	
ロ イに掲げる金属カルボニル以外の金属カルボニルを含む物	
十八 ベリリウム又はベリリウム化合物を含む物であって次に掲げるもの	
イ ベリリウム、塩化ベリリウム、酸化ベリリウム、硝酸ベリリウム、水酸化ベリリウム、ふっ化ベリリウム又は硫酸ベリリウムを〇・一重量パーセント以上含む物	
ロ イに掲げるベリリウム化合物以外のベリリウム化合物を含む物	
十九 六価クロム化合物を含む物であって次に掲げるもの	
イ 塩化クロミル、クロム酸、クロム酸亜鉛、クロム酸亜鉛カリウム、クロム酸カリウム、クロム酸カルシウム、クロム酸銀、クロム酸ストロンチウム、クロム酸ナトリウム、クロム酸鉛、クロム酸バリウム、クロム酸ビスマス、クロム硫酸、三酸化クロム、重クロム酸アンモニウム、重クロム酸カリウム又は硫酸モリブデン酸クロム酸鉛を〇・一重量パーセント以上含む物	
ロ イに掲げる六価クロム化合物以外の六価クロム化合物を含む物	
ハ 条約附属書IVのD 1からD 4まで又はR 10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの	
(1) 固形状であって、平成三年環境庁告示第四十六号(以下「土壤環境基準告示」という。)別表の環境上の条件(六価クロムに係るものに限る。)に適合しない物	
(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府令、通商産業省令第二号)第六条の二に規定する要件(六価クロムに係るものに限る。)に該当する物	
ニ ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行なうために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの	
(1) 固形状であって、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和四十八年総理府令第五号。以下「産業廃棄物判定基準令」という。)別表第三に掲げるもの	
(2) 液状であって、排水基準を定める総理府令(昭和四十六年総理府令第三十五号。以下「排水基準令」という。)別表第一に掲げる基準(六価クロム化合物に係るものに限る。)に適合しない物	
二十 銅化合物を含む物であって次に掲げるもの	
イ アセト亜硫酸銅、N・N'・エチレンビス(サリチリデンアミナト)銅(II)、塩化第一銅、塩化第二銅、シアノ化銅、シアノ化銅ナトリウム、銅エチレンジアミン、砒酸銅又は砒酸銅を〇・一重量パーセント以上含む物	
ロ 塩化第二銅ニアンモニウム、塩化第二銅カリウム、酢酸第二銅、シアノ化銅カリウム、硝酸銅、炭酸銅、チオシアノ酸第一銅、ピロリン酸第二銅、ふっ化第二銅又はよう化第一銅を一重量パーセント以上含む物	
ハ イ及びロに掲げる銅化合物以外の銅化合物を含む物	
ニ 条約附属書IVのR 10に掲げる処分作業を行なうために輸出され、又は輸入される物(固形状のものに限る。)であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(銅に係るものに限る。)に適合しないもの	
二十一 亜鉛化合物を含む物であって次に掲げるもの	
イ 亜ジチオ酸亜鉛、亜砒酸亜鉛、塩化亜鉛、シアノ化亜鉛又は砒酸亜鉛を〇・一重量パーセント以上含む物	
ロ 塩素酸亜鉛、過マンガン酸亜鉛、クロム酸亜鉛、珪ふっ化亜鉛、酢酸亜鉛、ジエチル亜鉛、亜硫酸亜鉛、硝酸亜鉛、チオシアノ酸亜鉛、ピロリン酸亜鉛、ふっ化亜鉛、メチルジオカルバミン酸亜鉛、硫酸亜鉛、燐化亜鉛又は燐酸亜鉛を一重量パーセント以上含む物	
ハ イ及びロに掲げる亜鉛化合物以外の亜鉛化合物を含む物	
二十二 钼素又は砒素化合物を含む物であって次に掲げるもの	
イ アセト亜砒酸銅、アセト亜砒酸亜鉛、アセト亜砒酸カルシウム、アセト亜砒酸銀、アセト亜砒酸ストロンチウム、アセト亜砒酸第二鉄、アセト亜砒酸銅ナトリウム、アセト亜砒酸鉛、アルキル砒素化合物、エチルクロロアルシン、カコジル酸、カコジル酸ナトリウム、五酸化二砒素、五ふっ化砒素、三塩化砒素、三酸化砒素、酸性砒素マンガン、三ふっ化砒素、ジフェニルアミンクロロアルシン、ジフェニルクロロアルシン、バイナジン、砒酸、砒酸亜鉛、砒酸アンモニウム、砒酸カリウム、砒酸カルシウム、砒酸水素ナトリウム、砒酸石灰、砒酸第一鉄、砒酸第二水銀、砒酸第二鉄、砒酸銅、砒酸ナトリウム、砒酸鉛、砒酸マグネシウム、ふっ化砒酸石灰、ベンゼンアルソソサン、メタ砒酸カリウム、メタ砒酸ナトリウム	
ロ イに掲げる砒素化合物を含む物	
ハ 条約附属書IVのD 1からD 4まで又はR 10に掲げる処分作業を行なうために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの	
(1) 固形状であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(砒素に係るものに限る。)に適合しない物	
(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(砒素及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物	
ニ ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行なうために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの	
(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(砒素又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物	

(3) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(砒素及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物
二十三 セレン又はセレン化合物を含む物であって次に掲げるもの イ セレン、亜セレン酸ナトリウム、塩化セレニニル、塩化セレン、セレン酸、セレン酸ナトリウム、二酸化セレン、二硫化セレン又は硫セレン化カドミウムを○・一重量パーセント以上含む物 ロ 亜セレン酸、亜セレン酸バリウム又はセレン化鉄を一重量パーセント以上含む物 ハ イ及びロに掲げるセレン化合物以外のセレン化合物を含む物
二 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの (1) 固形状であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(セレンに係るものに限る。)に適合しない物 (2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(セレン及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物
ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの (1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(セレン又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物 (2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(セレン及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物
二十四 カドミウム又はカドミウム化合物を含む物であって次に掲げるもの イ カドミウム、塩化カドミウム、酢酸カドミウム、酸化カドミウム、シアノ化カドミウム、臭化カドミウム、ジメチルカドミウム、硝酸カドミウム、水酸化カドミウム、ステアリン酸カドミウム、炭酸カドミウム、よう化カドミウム、ラウリン酸カドミウム、硫酸カドミウム、硫化カドミウム又は硫セレン化カドミウムを○・一重量パーセント以上含む物 ロ イに掲げるカドミウム化合物以外のカドミウム化合物を含む物 ハ 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの (1) 固形状であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(カドミウムに係るものに限る。)に適合しない物 (2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(カドミウム及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物 ニ ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの (1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(カドミウム又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物 (2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(カドミウム及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物
二十五 アンチモン又はアンチモン化合物を含む物であって次に掲げるもの イ アンチモン酸ナトリウム、アンチモン酸鉛、五塩化アンチモン、五酸化アンチモン、五ふっ化アンチモン、三塩化アンチモン、三酸化アンチモン、酸性ピロアンチモン酸カリウム、三ふっ化アンチモン、酒石酸アンチモニカルリウム、乳酸アンチモン又はメタアンチモン酸ナトリウムを○・一重量パーセント以上含む物 ロ アンチモンを一重量パーセント以上含む物 ハ イ及びロに掲げるアンチモン化合物以外のアンチモン化合物を含む物
二十六 テルル又はテルル化合物を含む物であって次に掲げるもの イ テルル、ジエチルテルル又はジメチルテルルを一重量パーセント以上含む物 ロ イに掲げるテルル化合物以外のテルル化合物を含む物
二十七 水銀又は水銀化合物を含む物であって次に掲げるもの イ 水銀、安息香酸第二水銀、塩化チル水銀、塩化第一水銀、塩化第二水銀、塩化メチル水銀、オキシシアノ化第二水銀、オレイン酸第二水銀、グルコン酸第二水銀、酢酸第二水銀、サリチル酸第一水銀、酸化第二水銀、シアノ化第二水銀、シアノ化第三水銀カリウム、ジエチル水銀、ジメチル水銀、臭化第二水銀、硝酸第一水銀、硫酸第二水銀、水酸化フェニル水銀、チオシアノ酸第二水銀、砒酸第二水銀、よう化第二水銀カリウム、雷こう、硫化第二水銀、硫酸第一水銀又は硫酸第二水銀を○・一重量パーセント以上含む物 ロ 核酸水銀、酢酸第一水銀、酢酸フェニル水銀、硝酸フェニル水銀又はチメロサールを一重量パーセント以上含む物 ハ イ及びロに掲げる水銀化合物以外の水銀化合物を含む物
二 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの (1) 固形状であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(総水銀又はアルキル水銀に係るものに限る。)に適合しない物 (2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。)に該当する物 ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの (1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(アルキル水銀化合物及び水銀又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物 (2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物並びにアルキル水銀化合物に係るものに限る。)に適合しない物
二十八 タリウム又はタリウム化合物を含む物であって次に掲げるもの イ 塩素酸タリウム、酢酸タリウム、酸化タリウム、臭化タリウム、硝酸タリウム、よう化タリウム又は硫酸タリウムを○・一重量パーセント以上含む物 ロ タリウムを一重量パーセント以上含む物 ハ イ及びロに掲げるタリウム化合物以外のタリウム化合物を含む物
二十九 鉛又は鉛化合物を含む物であって次に掲げるもの イ 鉛、アジ化鉛、亜砒酸鉛、一酸化鉛、塩化鉛、塩基性珪酸鉛、過塩素酸鉛、クロム酸鉛、珪酸鉛、酢酸鉛、三塩基性硫酸鉛、シアナミド鉛、四アルキル鉛、シアノ化鉛、四酸化三鉛、硝酸鉛、水酸化鉛、スチフニン酸鉛、ステアリン酸鉛、炭酸鉛、ナフテン酸鉛、鉛酸カルシウム、二塩基性亜硫酸鉛、二塩基性亜磷酸鉛、二塩基性ステアリン酸鉛、二塩基性フタル酸鉛、二酸化鉛、砒酸鉛、ふっ化鉛、ほう酸鉛、ほうふっ化鉛、ホスホン酸水素鉛、メタンスルホン酸鉛、よう化鉛、硫酸鉛又は硫酸モリブデン酸クロム酸鉛を○・一重量パーセント以上含む物 ロ イに掲げる鉛化合物以外の鉛化合物を含む物 ハ 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの (1) 固形状であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(鉛に係るものに限る。)に適合しない物 (2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(鉛及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物 ニ ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの (1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(鉛又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物 (2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(鉛及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物
三十 ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物を含む物であって次に掲げるもの イ 珪ふっ化水素酸、五ふっ化臭素、三ふっ化ほう素ニ水和物、二ふっ化カリウム、二ふっ化磷酸、ふっ化アンモニウム、ふっ化カリウム、ふっ化クロム、ふっ化水素、ふっ化水素アンモニウム、ふっ化水素酸、ふっ化ナトリウム、フルオロスルホン酸、フルオロカーボン酸又はほうふっ化水素酸を○・一重量パーセント以上含む物 ロ 珪ふっ化亜鉛、珪ふっ化アンモニウム、珪ふっ化カリウム、珪ふっ化ナトリウム、珪ふっ化バリウム、珪ふっ化マグネシウム、珪ふっ化マンガン、五ふっ化よう素、ふっ化水素カリウム、ふっ化水素ナトリウム、ふっ化第一すず、ふっ化カリウム、ほうふっ化アンモニウム、ほうふっ化カリウム、ほうふっ化ナトリウム、ほうふっ化マグネシウム又はほうふっ化リチウムを一重量パーセント以上含む物 ハ イ及びロに掲げる無機ふっ素化合物以外の無機ふっ素化合物を含む物
三十一 無機シアノ化合物を含む物であって次に掲げるもの イ シアン化亜鉛、シアン化カリウム、シアン化銀、シアン化臭素、シアン化水素、シアン化水素酸、シアン化第二水銀、シアン化第二水銀カリウム、シアン化銅ナトリウム、シアンナトリウム、シアン化鉛又はシアン化ニッケルを○・一重量パーセント以上含む物 ロ シアン化カルシウム、シアン化コバルトカリウム、シアン化第一金カリウム、シアン化銅、シアン化銅カリウム、シアン化ニッケルカリウム、シアン化白金バリウム又はシアン化

ン化バリウムを一重量パーセント以上含む物
ハ イ及びロに掲げる無機シアノ化合物以外の無機シアノ化合物を含む物
二 条約附属書IVのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの (1) 固形状であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(シアノに係るものに限る。)に適合しない物 (2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(シアノ化合物に係るものに限る。)に該当する物
ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの (1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(セレン又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物 (2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(セレン及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物
三十二 水素イオン濃度指数が二・〇未満又は十一・五を超える物(固形状のものにあっては、重量比一対三になるように蒸留水を混合し、その混合液の水素イオン濃度指数が二・〇未満又は十一・五を超えるものに限る。)
三十三 石綿(粉じん又は繊維状のものに限る。)を含む物
三十四 有機燐化合物を含む物であって次に掲げるもの(略)
三十五 有機シアノ化合物を含む物であって次に掲げるもの(略)
三十六 フェノール又はフェノール化合物を含む物であって次に掲げるもの(略)
三十七 エーテルを含む物であって次に掲げるもの(略)
三十八 ハロゲン化された有機溶剤を含む物であって次に掲げるもの(略)
三十九 有機溶剤(ハロゲン化されたものを除く。)を含む物であって次に掲げるもの(略)
四十 ポリ塩化ジベンゾフラン類又はポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン類を二・三・七・八一塩化ジベンゾーパラジオキシン当量濃度で〇・〇ppm以上含む物(ポリ塩化ジベンゾフラン類及びポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン類の二・三・七・八一塩化ジベンゾーパラジオキシン当量濃度は、経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める命令(平成五年總理府令、厚生省令、通商産業省令第二号)別表第一の備考により算出するものとする。)
四十一 有機ハロゲン化合物(他の号に掲げるものを除く。)を含む物であって次に掲げるもの(略)

備考 この表に掲げる物には、第六号から第十一号まで、第十四号、第十五号、第十六号、第十七号口、第十八号口、第十九号口、第二十号口及びハ、第二十一号口及びハ、第二十二号口、第二十三号口及びハ、第二十四号口、第二十五号口及びハ、第二十六号口及びロ、第二十七号口及びハ、第二十八号口及びハ、第二十九号口、第三十号口及びハ、第三十一号口及びハ、第三十四号口及びハ、第三十五号口及びハ、第三十六号口及びハ、第三十七号口及びハ、第三十八号口及びハ、第三十九号口及びハ並びに第四十一号口及びハに掲げる物であって、別表第四の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないものとする。

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年二月十七日總理府令第五号)

別表第三 (第二条関係)

	第一欄	第二欄
一 アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。	
水銀又はその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下	
二 カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下	
三 鉛又はその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下	
四 有機燐化合物	有機燐化合物につき検出されないこと。	
五 六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下	
六 硼素又はその化合物	検液一リットルにつき硼素〇・〇一ミリグラム以下	
七 シアン化合物	シアン化合物につき検出されないこと。	
八 ポリ塩化ビフェニル	ポリ塩化ビフェニルにつき検出されないこと。	
九 トリクロロエチレン	検液一リットルにつきトリクロロエチレン〇・〇三ミリグラム以下	
一〇 テトラクロロエチレン	検液一リットルにつきテトラクロロエチレン〇・〇一ミリグラム以下	
一一 ジクロロメタン	検液一リットルにつきジクロロメタン〇・〇二ミリグラム以下	
一二 四塩化炭素	検液一リットルにつき四塩化炭素〇・〇〇二ミリグラム以下	
一三 一・ニージクロロエタン	検液一リットルにつき一・ニージクロロエタン〇・〇〇四ミリグラム以下	
一四 一・一一ジクロロエチレン	検液一リットルにつき一・一一ジクロロエチレン〇・〇一ミリグラム以下	
一五 シスー・ニージクロロエチレン	検液一リットルにつきシスー・ニージクロロエチレン〇・〇四ミリグラム以下	
一六 一・一一トリクロロエタン	検液一リットルにつき一・一一トリクロロエタン〇・〇一ミリグラム以下	
一七 一・ニートリクロロエタン	検液一リットルにつき一・ニートリクロロエタン〇・〇〇六ミリグラム以下	
一八 一・ニージクロロプロパン	検液一リットルにつき一・ニージクロロプロパン〇・〇〇二ミリグラム以下	
一九 チウラム	検液一リットルにつきチウラム〇・〇〇六ミリグラム以下	
二〇 シマジン	検液一リットルにつきシマジン〇・〇〇三ミリグラム以下	
二一 チオベンカルブ	検液一リットルにつきチオベンカルブ〇・〇二ミリグラム以下	
二二 ベンゼン	検液一リットルにつきベンゼン〇・〇一ミリグラム以下	
二三 セレン又はその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム以下	
二四 令表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	検液一リットルにつき塩素一ミリグラム以下	
二五 銅又はその化合物	検液一リットルにつき銅〇・一四ミリグラム以下	
二六 亜鉛又はその化合物	検液一リットルにつき亜鉛〇・八ミリグラム以下	
二七 弗化物	検液一リットルにつき弗素三ミリグラム以下	
二八 ベリリウム又はその化合物	検液一リットルにつきベリリウム〇・二五ミリグラム以下	
二九 クロム又はその化合物	検液一リットルにつきクロム〇・ニミリグラム以下	
三〇 ニッケル又はその化合物	検液一リットルにつきニッケル〇・一一ミリグラム以下	
三一 バナジウム又はその化合物	検液一リットルにつきバナジウム〇・一五ミリグラム以下	
三二 フェノール類	検液一リットルにつきフェノール〇・ニミリグラム以下	
三三 一・四ージオキサン	検液一リットルにつき一・四ージオキサン〇・〇五ミリグラム以下	

1 この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令表第三の二の二の項に掲げる施設において生じた汚泥又は建設工事に伴つて生じた汚泥に含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
2 別表第三の備考3の規定は、この表の一の項、四の項、七の項及び八の項に掲げる基準について準用する。

■ 経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を
■ 越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が
■ 規制を行うことが必要な物を定める省令(OECD理事会決定)

【OECD加盟国一覧(2016年11月現在)】

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、大韓民国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、イスス、トルコ、イギリス、米国(※)、チリ、スロベニア、イスラエル、エストニア、ラトビア

※米国はバーゼル条約締約国ではありませんが、リサイクル目的の場合、OECD理事会決定に従って輸出入することができます。

OECD加盟国との輸出入の判断基準

①別表第一 (規制対象となる物)

一	条約附属書Ⅱ及びⅧに掲げる物(次に掲げる物を除く。)	
	一 条約附属書ⅧのA1180に掲げる物	
	二 条約附属書ⅧのA2060に掲げる物	
二	金属を含む物であって次に掲げるもの	
	一 灰、残滓、スラグ、ドロス、スキミング、スケール、ダスト、粉、汚泥及びケーキ(以下「灰等」という。)であって鉄 鋼の製造に伴い生ずるもの(別表第二に掲げるものを除く。)	AA010
	ニ バナジウム又はバナジウム化合物を含む灰等	AA060
	三 マグネシウムのくず(可燃性若しくは自然発火性のもの又は水と作用して引火性のガスを発生するものに限る。)	AA190
三	無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの	
	一 金属の表面処理(シアノ化合物を使用する場合を除く。)に伴い生ずる物	AB030
	二 鑄物砂	AB070
	三 無機ハロゲン化合物	AB120
	四 プラスト砂	AB130
	五 排煙脱硫石こう(精製されていないものに限る。)	AB150
四	有機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの	
	一 アスファルト(別表第二に掲げるものを除く。)	AC020
	二 水圧液体	AC060
	三 ブレーキ用液体	AC070
	四 不凍液	AC080
	五 クロロフルオロカーボン類	AC150
	六 ハロン類	AC160
	七 コルク及び木材であって化学処理されたもの	AC170
	八 界面活性剤	AC250
	九 豚のふん尿	AC260
	十 下水汚泥	AC270
五	無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの	
	一 複写用又は写真用の化学品又は材料の製造、調合又は使用に伴い生ずる物	AD090
	二 プラスチックの表面処理(シアノ化合物を使用する場合を除く。)から生ずる物	AD100
	三 イオン交換樹脂	AD120
	四 污水処理施設のろ材として使用された物(人工的に合成されたものを除く。)	AD150
六	セラミックファイバー(性状が石綿に類似したものに限る。)	RB020

備考 二から六までの項の下欄に掲げるものは、理事会決定附属書4の番号である。

②別表第二 (原則として規制対象とならない物)

一	条約附属書IXに掲げる物(次に掲げる物を除く。)	
	一 条約附属書IXのB1100に掲げる物(銅の処理又は製錬を更に行うための工程から生ずるスラグに限る。)	
	二 条約附属書IXのB1110に掲げる物	
	三 条約附属書IXのB2050に掲げる物	
二	クロム(合金であるものを含む。)のくず	GA300
三	貴金属又は銅の高度製錬に伴い生ずるスラグであって金属を含むもの	GB040
四	金属を含む物であって次に掲げるもの	
	一 金属のみから成る電気部品	GC010
	ニ プリント配線基盤、電子部品、電線その他の電子スクラップ及び規格外の電子部品であって卑金属又は貴金属の回収に適したもの	GC020
	三 解体された船舶及び海上浮体構造物(貨物及び船舶の運行に伴い生ずる物を除去したものに限る。)	GC030
	四 廃自動車(液体の物を除去したものに限る。)	GC040
	五 使用済みの流動触媒(液体を除く。)(例えば、酸化アルミニウム、ゼオライト)	GC050
	六 飛散性を有する金属のくずであって次に掲げるもの	
	イ モリブデン(合金であるものを含む。)のくず	GC090
	ロ タングステン(合金であるものを含む。)のくず	GC100
	ハ タンタル(合金であるものを含む。)のくず	GC110
	ニ チタン(合金であるものを含む。)のくず	GC120
	ホ ニオブ(合金であるものを含む。)のくず	GC130
	ヘ レニウム(合金であるものを含む。)のくず	GC140
五	グラスファイバー(別表第一に掲げるものを除く。)	GE020
六	成形後焼成されている陶磁器のくず(セラミック製の容器を含み、使用前であるか否かを問わない。)	GF010
七	無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの	
	一 燃え殻及びスラグタップから排出されるスラグ(石炭火力発電所から生ずるものに限る。)	GG030
	ニ 石炭火力発電所から生ずる飛灰	GG040
	三 道路の建設又は修繕に伴い生ずるアスファルトであって、タールを含まないもの	GG160
八	塩化ビニルの重合体のくず	GH013
九	じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物	GJ140
十	食品加工業において生ずる動物性又は植物性の食用油脂(例えば、揚げ油)	GM140
十一	なめし処理、皮革加工又は皮革利用から生ずる物であって次に掲げるもの	
	一 豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他のブラシ製造用の獣毛のくず	GN010
	ニ 馬毛のくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるか否かを問わない。)	GN020
	三 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分(加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるか否かを問わない。)並びに鳥の綿毛(加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。)	GN030

備考 1. 一の項に掲げる物のうち、条約附属書IXのB1020中「塊状のもの」とあるのは「塊状のもの(飛散性を有しない金属のくずを含む。)」と、B3010中「次のいずれかのふつ化重合体」とあるのは「ふつ化チレン重合体及び共重合体(PTFE)その他次のいずれかのふつ化重合体」と読み替えるものとする。
 2. 二の項、五の項及び六の項に掲げる物については飛散性を有するものを除く。
 3. 二から十一までの項の下欄に掲げる物は、理事会決定附属書3の番号である。
 4. この表に掲げる物には、条約附属書Iに掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、条約附属書IIIに掲げる特性を有することになった物を含まないものとする。